

競争法コンプライアンス指針

一般社団法人日本医療機器販売業協会（以下「医器販協」という。）の役職員、並びに医器販協の会合又は活動に参加する会員企業又は団体会員の役員及び職員は、医器販協の全ての会合の運営や情報交換等、医器販協としての活動について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律を含む各国、地域の競争法を十分尊重し、これを遵守します。

1. (会合、懇親会等の運営)

医器販協が行う会合、又は懇親会等の出席者は、それらの開催中はもとより開始前及び終了後においても、次の事項について話題にはしません。ただし、既に公表されているものについてはこの限りではありません。

- ① 商品・役務の価格または数量に関する事項
- ② 入札に関する事項
- ③ 販売の能力、計画、または政策に関する事項
- ④ その他、重要な競争手段に具体的に関係する事項

以上の内容にあたるかどうか判断に迷う場合は、話題にすることを控えます。

なお、会議の議長または医器販協役職員は、会議又は懇親会等の開始前に上記4項目を示し、配布又は読み上げることによりその内容を周知します。

2. (統計情報の収集、管理及び提供)

- ① 統計情報の収集・管理・提供業務（以下「統計業務」という。）は、会員企業に所属していない医器販協役職員、又は会員企業と無関係な第三者機関が行います。
- ② 医器販協が会員企業から収集する情報は、実績値のみとし、将来予測に関する情報は収集しません。
- ③ 統計業務に携わる当該医器販協役職員は、会員企業から収集した情報が当該医器販協役職員以外の者に開示されないよう厳重な管理を行います。
- ④ 一般又は会員企業に対して統計情報を提供する場合は、競争法上の問題を引き起こすことのないよう、概括的かつ具体的な個別企業情報の特定及び抽出ができない程度に集合化した情報のみを提供します。

3. (災害時等の対応)

天変地異、災害、テロ等緊急の事態においては、本指針の効力は一時停止することがあります。

以上

平成27年6月1日制定
一般社団法人日本医療機器販売業協会